

平成26年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成12年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表 1の表中「35,910円」を「36,936円」に、「6,720円」を「6,912円」に、「3,360円」を「3,456円」に、「9,975円」を「10,260円」に、「額」を「額に100分の108を乗じて得た額」に改める。

別表 2の表中「24円」を「16円」に、「34円」を「23円」に、「51円」を「35円」に、「67円」を「46円」に、「100円」を「70円」に、「130円」を「93円」に、「630円」を「430円」に、「970円」を「660円」に、「1,300円」を「900円」に、「560円」を「390円」に、「900円」を「620円」に、「1,200円」を「850円」に、「56円」を「39円」に、「6円」を「4円」に、「1,100円」を「770円」に改める。

別表 3の表中「136円50銭」を「140円40銭」に、「168円」を「172円80銭」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「934円50銭」を「961円20銭」に、「52円50銭」を「54円」に、「105円」を「108円」に、「63円」を「64円80銭」に、「73円50銭」を「75円60銭」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後の占用または採取に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料について適用し，同日前の占用または採取に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料については，なお従前の例による。

(提案理由)

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料，土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため